

民法七百六十六条の立法趣旨を踏まえ、裁判官が従来の親権、監護権決定の判断基準を改めれば、私は娘と二年前にともに生活できるようなっていったはずとおっしゃっていられた。これは具体的にどういうことでしょうか。

○渡邊参考人 お答えいたしたいと思います。

民法七百六十六条、これの法改正の際には、国会審議の中で、先ほども述べましたけれども、法務大臣が、裁判官に親権者、監護権者を決定する際の判断基準をいたしまして、子供の連れ去りを引き起こす元凶であるところの継続性の原則、そういうものを使うべきではない、継続性の原則というものは、現状維持、そのままいい、連れ去った者勝ちを導くものですけれども、そういうものを使うべきではないということ、それから、寛容性の原則というものを基準の一つとして採用すべきということと言及されました。どのような基準かというのは、参考資料の十六番を見ていただければと思うんですが。

裁判所が寛容性の原則というものに基づいて決定することが原則となれば、おのずから子供の連れ去り、引き離しというものはなくなります。なぜなら、裁判で勝てないとなれば、弁護士らは決して、子供を連れ去れ、引き離せとアドバイスすることはないからです。

また、寛容性の原則というものに基づきますと、面会交流の日数を定めた共同養育計画に従わない親は、監護権、親権というものを奪われることになりま。その場合、子供の引き渡しという直接強制を裁判所に訴えることを一方の親はでき、実効性を担保することができま。

私は、実際に裁判所に共同養育計画というものを提出しましたが、私が監護権者となった場合には、隔週の週末あるは祝日、長期休暇の半分を娘と妻との面会交流に充てるということのみならず義務づけたものです。

妻は、FPICという、裁判所職員のOB、OGでつくっている組織があるんですが、そこで私と娘を面会交流させる、そういうことしか言っ

おりません。このFPICという組織で面会交流、これは月に一回しか認めない、プレゼントも渡してはだめ、録画もだめ、こういう厳しいルールを課します。にもかかわらず、一回当たり一万円以上のお金を取るということです。

どちらの提案が寛容であるかは明らかだと思いま。仮に若林裁判官なりが私の提出した共同養育計画を踏まえて寛容性の原則に従って私を監護者としていれば、私の娘は今ごろ父親と母親の両方に最低でも隔週の週末に会えていたということになります。

これはハーグ条約にも関係する話ですけれども、今の日本の法制度のままですと、日本からアメリカに子供を連れ去られたケースについては、アメリカでは、そのまま返還拒否となってアメリカにいることになったとしても、きちんとした、夏休みの間なり、年間百日とかというような面会交流が保たれます。一方で、日本に連れ去られてきた子供は、アメリカ人の父親だったりして、その人は、日本国内ではこのような形で、月に一回FPICみたいなものを使えということ、ほとんど子供と会えないということになります。

そういう意味でも、これから実際に動いていく中で、それぞれの国にはそれぞれの制度があるといつても、物すごい大きな不公平が出てくるということをお話したいと思いま。

○西根委員 今のお話の中で、日本の面会交流の問題点が出てきました。

ここで棚瀬参考人にお伺いいたしま。アメリカなど諸外国の面会交流の実態を専門家の立場から教えていただけま。また、面会交流に関して、諸外国と日本の違い、日本の問題点につきどのようにお考えでしょうか。お願いいたしま。

○棚瀬参考人 お答えいたしま。まず、アメリカでは最近、面会交流、これはもともとは原語はビジテーション、つまり訪問権という形で、お父さんが別居親だとしますと、お父さんの家に訪問して、そしてそこで泊まって過

すという、訪問権というふうなのが伝統的で、そして大体、長い間、ずっと前から、隔週二泊三日、金曜日の夜から日曜日というのがいわば標準的なパターンとしてずっと続いてきました。けれども、最近はその隔週二泊三日だけでも足りない、特に小さい子供の場合には二週間というタイムスパンは長過ぎるということを非常に強調してきまして、例えば隔週二泊三日であつても、必ずあいている週の週日、平日に一回必ず夕御飯と一緒に食べるかあるいは泊まるかというのをいれるというふうにしてきました。

そして、もう一つ大切なことは、面会交流というのは、顔を見せる、顔を見る、元気でやっているとということを確認するだけじゃなくて、まさに別居親が親として子供を養育する、時には叱る、お父さんの手本を見せる、あるいは一緒にゲームして笑う、そういった生活時間を共有する、一緒にお風呂も入るとい、まさにその中で子供は育っていくものだと思います。

だから、そういう面、この面会交流という言葉は、先ほどFPICもありましたけれども、月一回二時間なんという貧困なのはもう外国では考えられない。非常にDVケースなんかでも見えてきましたけれども、DVケースでもスパーバイズド、監視つき面会というのをやっていますが、その場合でも必ず毎週やっています。ですから、そういう面でも全然変わらな。です。

そして、昨年度面会交流を見ましたが、非常にもう一歩進んでいる、もう一周先へ進んだという印象を受けました。それで、ここでは、ほんの勤務だとか子供の学校だとか、あるいは家庭の距離の離れ方とかで五〇、五〇ができない場合だけ変える。

五〇、五〇で一番典型的な場合が二つありまして、一つは一週間交代、日曜日の午後四時に引き渡して翌週の午後四時に渡す、それを隔週でやっています。それからもう一つは、最初ツーファイブと言っていて、何だかわからなくて聞い

たんですが、そうしたら、ツイ、まず二日間続けて、平日日曜日の、子供が学校から帰ってくるに迎えに行つて、それで水曜日の学校に送り届ける。そして今度はお母さんが水曜日の午後学校を帰りを迎えに行つて、金曜日に送り届ける。そして週末だけは、ファイブ、つまり五〇、五〇で隔週でやるというようなことをやっています。

つまり、それを原則とする。そして、もちろんできない場合があります。できない場合があるんですが、少なくともそれが子供にとつてよいということを裁判所は一生涯懸命に聞いていました。たくさんガイドラインも出していました。

○西根委員 ありがとうございます。また面会交流関連の御質問を棚瀬参考人にお願いたしま。

先ほど菅家委員の質問に対するお答えの中で、子の意見を考慮する場合の問題点につき御指摘がありました。

棚瀬参考人は著作の中で、日本の面会交流の裁判における誤りの一つとして、子の意思の法理を挙げていらつしやいます。その点につき、改めて詳しく御説明いただけま。どうでしょうか。

○棚瀬参考人 現在では、日本の家庭裁判所の調査官あるいは裁判官等にも共有された知識として、やはり離婚の中の子供の意思というのは非常にゆがみやすいということは認識されています。なのに、いまだに日本では意向調査という形で子供の意思を確認するということをやっています。特に、日本の裁判所の中では、子供が嫌がるのを無理して会わせれば子供の負担になるという言い方をします。確かに短期的にはそうだろうと思いま。でも、私はたくさんケースを見てきたけれども、会いたくないと言っている子供がお母さんから離れてお父さんとだけいると、本当にいい面会交流には飛びついてきます。

大切なんだ、だけれども、それは同居中であつた関係を別居、離婚後も続ける、つまり、離婚によつて、あるいは別居によつて子供が親を失わないうも、もし同居中に親子の關係が悪かつたんだら、それは制限しなさいいけない。しかし、同居中にいい親子の關係があるんだら、なぜそれが続けられないのかというのが私の一番大きな主張です。

○西根委員 ありがとうございます。

次に、渡邊参考人には当事者として、棚瀬参考人には専門家としてお伺いしたいと思います。

子供の連れ去り問題が日本で多く起きていますが、どうしてこれが起きるとお考えでしょうか。

○渡邊参考人 先ほど、最初に述べたことと重複する部分もあるかと思うんですけども、理由は非常に単純だと思つております。

子供を先に奪つて、いわゆる子連れ別居、連れ去り、どういふ呼び方をするかは別ですけども、それは何ら違法性は問われないわけですけども、一度とられた子供を取り返そうとすると、参考資料にもつきましたように、母親であるのが略取誘拐罪として逮捕されるというような現状にあります。

一回目の子供の連れ去りをオーケーとして、二回目の子供の連れ去り、それを連れ戻しという言い方もしますが、これに刑事罰を科すというのが日本の今の裁判所の運用ですけども、これは明らかに仕組みとしていびつだと思ひます。やはり、一回目の連れ去りから刑事罰にするのか、あるいは連れ戻しについて刑事罰を科さないのか、そういうことになっていかないと、最初にとつた者勝ちということになつてしまつと、それは合理的な判断として、先に子供をとられたらもう二度と取り返せない、新聞記事にあるように逮捕されてしまふ。さらには、今、私も知っている当事者の方で、子供に会いたいわつて、結局捕まつて、禁錮で刑務所に入られてゐる方もいます。

こういった状況ですので、これは私の専門では

ないですけども、いわゆるゲーム論というものがあります。囚人のジレンマというものがあつて、相手よりも先に裏切るといふことなんです。窃盗や殺人についても全て囚人のジレンマというものが背景にあるわけですけども、誰かのもを奪える自由があるといふことは、自分のものがいつ奪われるかもわからないといふことです。殺人が許されるという社会は、万人の万人に対する闘争といふものになつてしまふ。それを防ぐものが法律であつて、それを実効的なものにするのが警察であり、裁判所であるんだと思ひます。それが法治国家といふものだと思うんですけども、それが全く存在してないのが今のこの子供の連れ去り案件だと思ひます。

欧米では、子供の連れ去り、一回目の連れ去りからきちんと刑事罰を科すといふことにしてゐるのは、そういうことではないかと思ひます。

非常に問題はシンプルです。別に男女の問題ではないと思つております。そういう意味で、ぜひともこれを機に、日本の法制度、裁判所の運用、これを改めていただきたいと思ひます。

以上です。

○棚瀬参考人 日本の裁判所の判例の言い方の中には、監護を継続する意思で子を連れて出るといふ言い方をします。つまり、主たる監護親が子供を置いて出られないから、別居するときは子供を連れて出ると、こういうのが基本的な日本のその最初の連れ去りの正当化だろつといふふうに思ひます。

これは、つまり、監護親となるべき者が子供を連れて出ることとは何ら問題ではないといふ考え方で、まさにハーグ条約とは全然違ひます。ハーグ条約は、はっきりと、監護親となるべき者が子供を連れて出ても、国境を越えて出ても、それはだめなんだ、まず帰して、それから裁判をしなさい。

なぜか。それは、先ほども少し言いましたけれども、昔の日本は、もうとにかく離婚したら一人

の親だけが育てればよかつた。だけれども、これからの社会は違ふんだと思ふんですね、考え方が。やはり子供は両方の親が必要なんだ、離婚してもやはり両方の、お父さん、お母さんがいる、そして、子供が初めて違ふ人格に触れて成長していくことがだんだん認識されてきました。

それが裁判所でも、もちろん、一部は面会交流権の充実といふ形で認識されてきました。先ほど言いましたように、生活時間を共有するようになっていけません。たつた月一回、四時間でいいじゃないかみたいな感じの裁判所の態度です。それでは絶対子供は育たないといふことを強調しておきます。

そして、最後ですが、連れ去り前に話し合つて別れる、これをぜひ一般的な慣行にしていきたいといふふうには思つてゐます。そして、そのためにこそ、裁判所はいろいろな形でこの援助をすべきではないだろうか。

お隣の韓国では、そのようにやつてゐるのを見てきました。その方がかえつて、その後、連れ去つた後、対立をして、そして紛争がこじれて裁判所に来るよりは、はるかに司法行政的にも効率的ではないか、子供にとつての負担も少ないのではないかとつて思ひます。

○西根委員 時間が終わりましたので、ありがとうございます。

○石田委員長 次に、椎名毅君。

○椎名委員 ありがとうございます。

本日は、参考人の皆様方、大変貴重なお話を賜ることができました。本当に感謝を申し上げます。特に、我々の党からは、みんなの党からは棚瀬参考人にいらつしやつていただきましたが、国際法的な比較という観点から非常に貴重なお話を賜りましたこと、本当に感謝を申し上げます。その国際法的な比較という観点について、一つ高橋先生にお伺いできればと思ひます。まず、立法経緯の、その審議会のメンバーの選定という観点からなんですけれども、DV被害に

関する専門家、それから民事手続に関する専門家、それから民法の債権法に関する専門家、それから担保法に関する専門家、それから条約に関する専門家、こういった方々はいらつしやいましたし、家庭裁判所の実務家といつた方々はメンバーの中にいらつしやつたかと思ひますけれども、あと離婚の実務をやつていらつしやる弁護士の方、こういった方々はいらつしやつたと思ひます。国際的な比較家族法といふところを専門にされてゐるメンバーといふ方はいらつしやつたんでしょうか。いないとすると、なぜそういう視点がなかつたのかを教えてくださいと思ひます。

○高橋参考人 家族法の専門家といつたしまして、早稲田大学の棚村教授がおられました。この方は英米法に特に強いのですが、比較家族法です。それから、神戸大学の、当時は准教授だったかもしませんが、浦野先生もいらつしやいました。それなりにメンバーはそろえていたと思つております。

○椎名委員 ありがとうございます。

そうしますと、まず審議会の経過なんですけれども、ハーグ条約は、基本的には、子の返還に関する手続を定める手続法だといふ理解をしておりますけれども、そういうついでで、要するに何を申し上げたいかといふと、国内の実体家族法については基本的には中立的な価値観を持つてゐる、そういうふうな説明をされておりますが、事実を調べますと、基本的に加盟八十九カ国のうちの十四カ国のみが離婚後の単親親権主義、その十四カ国のうちの十二カ国がカトリックそれからイスラムなどで、基本的には離婚率の非常に低いような国々だつたと思ひます。

要するに、何が申し上げたいかといふと、この審議の過程の中で、単親親権主義の国々がこの条約を締結した後どういふ運用をなされてゐるかといふことについて、どの程度調査をされていらつしやつたのかといふことを、同じく高橋参考人に伺えればと思ひます。

○高橋参考人 委員御指摘のとおり、私どもは手

続を扱いましたので、単独親権制度であっても、あるいは共同親権制度であっても対応できるような手続をつくりました。そして、単独親権が共同親権かは法制審議会で申しますと民法関係の部会で扱うことになりまして、そういう意味で本格的に議論はしておりません。

しかしながら、我々も、いろいろな参考意見を、意見自身をお聞きしたこともございますし、学者の研究を全員に配付して勉強したこともございます。今ちょっと資料がなくて申しわけないんですが、九州大学のある有名な先生のを特によく勉強させていただきました。

しかしながら、この手続法に関しては、共同親権が単独親権かは重要な論点にもともとならないものであったということでございます。

○推名委員 ありがとうございます。

たてつけ上、価値中立的だというのはまさにそのとおりだと思いますけれども、今こちらにいらしていただいております渡邊参考人が御指摘されているところなんかはまさにそういったところだと思っております。事実上、日本の家裁の実務を前提とした場合には、子供の連れ去りみたいなものが肯定化される、継続性の原則みたいな運用が肯定化されていくというような懸念を示していただいているんだと思います。

そういった観点から、私自身、たてつけ上、価値中立的ではあったとしても、実際のところとしてどのように運用されているかというところと比較的問題意識を持っているところでございますが、今何ったところで、基本的に単独親権主義でどのような運用がなされているかというところは余り調査をされていないように見受けました。

では、棚瀬先生にお伺いできればというふうに思います。

子どもの権利条約、恐らく九条だっと思えますけれども、親子の分離というような規定があるかと思えます。私自身、この親子の分離とい

う規定そのものが、ハーグ条約の背景にある子の最善の福祉というものを価値づけているものではないかなというふうに思っておりますが、もう一回、子の最善の利益ということの意味について教えていただければというふうに思います。

○棚瀬参考人 おっしゃるとおりです。国連児童権利条約九条三項というのが一番根拠規定になるわけですが、そこでは、別れて暮らす子供も、双方の親と定期的かつ直接の接触を持つというその子供の権利を締約国は保障する、そういう規定の仕方をしていきます。その意味では、実際に別れて暮らす親がいて、そして子供がその親と会えないような状態を国が半ば放置していれば、この国連児童権利条約九条三項に違反するというふうになると思えます。

では、なぜ子供がそうした両方の親と会うことが必要なかということについては、先ほど心理学の研究で参照しましたように、やはり子供には両方の親が必要なんだというその一言に尽きるのではないかと思えます。

○推名委員 どうもありがとうございます。

子の最善の福祉を重視するからこそ、この法律のたてつけ上も二十七条で、条件が充足されたら原則として返還をする、そういうたてつけになっているんだというふうに思っています。

しかし、二十八条というところで子の返還拒否事由というものがあるところ、ここについては少し問題があるのではないかと私自身は思っています。この二十八条一項というところに返還拒否事由が多数記載されていることによつて、これで事実上、子の連れ去りの可否という観点において実体判断をしよう結果にならないかというふうに思っています。

すなわち、何かというと、結局のところ、子の最善の福祉からその返還をすることが原則であると言っているにもかかわらず、返還をしないかという点について完全に実体的な判断をする、その結果として、先ほど棚瀬先生がおっしゃっていたような、常居所地国の相手方の裁判、家事手続を信

頼する、そういったたてつけになっていないのではないかということをお自身は懸念しておりますが、棚瀬先生の御意見を伺えればというふうに思っております。

○棚瀬参考人 御案内だと思いますが、実は、外国では、一部、もう本当に、日本はハーグ条約を批准しても本気で守る気はないのではないかとこの議論があります。そして、下院議員の、特にアメリカのスミス議員等を中心として、日本国を名指しで制裁しようというような法案も繰り返して出されているところであります。

最近、私が見たアメリカの判例の中には、逆に、こんなのがありました。つまり、私たち日本から見れば、アメリカの常居所地法を信頼する、あるいはイギリスの常居所地法を信頼するわけですが、信頼して、子供を帰して、その裁判で判断してもらおう。ところが、それについて今問題があるわけですが、逆に、ではアメリカはどうなのかというところ、アメリカのワシントン州の判例なんです、ごく最近の判例なんです、堂々とこんなことを言っていました。

それは、ワシントン州は、国際礼讓、インターナショナルコミティーというんですが、ハーグ条約と同じ精神ですが、それを尊重する、しかし、親と子供が分離されてはならないというその子供の基本的な権利を、人権を侵害するような国のその裁判決定に対しては私たちはインターナショナルコミティーを使わない、こういうふうな言つて、そして、日本の離婚判決のワシントン州の執行を拒否したという判例を、ごく最近見ました。ですから、外国の日本を見る目は非常に厳しいということをお御理解いただきたいと思えます。

○推名委員 ありがとうございます。

この二十八条の返還拒否事由を結局争うことによつて、やはり実体判断、日本の家裁の実務の判断になってしまいかねないということの懸念を海外からもいただいているということだというふうな理解をいたしました。

八条一項の取り扱いというのがどのように行われていくのかということが結構大きな問題になるんじゃないかと思えます。この二十八条の一項の立証責任、これは誰が負っているんでしょうか。すなわち、ここで申し上げている立証責任と言っている意味は、要は、証拠によつてきちんと立証されなかったら敗訴をするという責任を誰が負っているのかということです。

敗訴をするということは何を意味するかというと、あくまでも、返還が認められて、その上で、常居所地国の家事審判の手続でも一回子の監護権それから親権のあり方について定めをしていく、手続に乗るといふ意味だと思えますが、改めて伺いたいと思えます。高橋参考人に伺えればと思えます。

○高橋参考人 立証責任についてまずお話し申し上げますと、立証責任と申しますのは、定義上と申しますか、概念上、十分に証拠調べをしたけれどもどちらが真実かわからない、そうしますと裁判ができなくなってしまうわけですが、それで裁判拒否はいけないからどちらかに決めましょうということでございます。証拠調べを十分にやつた上でわからなかった、これを典型的なこととして考えております。

そして、証拠調べを十分やつたけれどもという、ここでは当事者がもちろん証拠を出してもらおうということには必要です。それは当事者の責任としてこの法律にも書いてあります。しかし、裁判所も職権でいろいろ手助けをする。中央当局に調査の囑託等々いたしまして、在外公館も協力してくれましょう。そういう体制で十分調べた上でなおわからなかったときということで、これは返還を拒む方に負担を課す、つまり、帰すということでございます。

この審理を通じて、ハーグ条約が禁止している実体判断に入ってしまうのではないかと御懸念は、抽象的にはよく理解できます。だからこそ、管轄を集中して、裁判官も研修、裁判官だけではありません、いろいろな人が研修をしてそう

ならないような実務を日本でつくっていかねばいけない、そういうことだというふうに理解しております。

以上です。

○椎名委員 最後に、要は、この二十八条の一項の四号だと思えますけれども、ここで一番ターゲットにしているのは、先ほど来、大津参考人それから長谷川参考人といった方々が懸念を表明されていたDVに関する問題だというふうに思っています。

DVに関して、返還拒否事由に該当するかしなかが問題となるのは、多分、四類型あると思います。何かというと、事実と証拠という意味です。

事実上DVがあったかということについて、マル、バツ、三角、それから、証拠としてDVが証明できるかどうかということについて、マル、バツ、三角で考えてみると、事実としてDVがあり、証拠としてDVを証明できる事例、これについては保護をしなければならぬのは当然です。返還拒否事由に該当しなければならぬ、それはそうだと思います。

その二番目として、事実としてDVがあり、証拠としてDVが証明できるかどうかよくわからない、この辺についても何とかして保護していかねばならない、それは事実だと思います。

しかし、先ほど来、渡邊参考人が当事者として懸念を示している部分というのが、まさに、DVはないけれども、さらに、証拠、物証としてはないけれども口頭の証拠みたいなもので虚偽DVみたいなものが裁かれたとき、こういったところについて、むしろ保護をしてはいけないわけです。

さらに言うと、もう一個、DVがあったかにかつたかについて評価の問題になる。例えば、この夫婦でも夫婦げんかはあるわけでございますけれども、たまたま手が当たってしまったとか、軽く殴ってしまったけれども、以後、もう二度としないと反省をしているとか、そういった評価の問題として、これをDVと評価するのかもしれない

かというところ、人によって価値観が分かれる部分というのがございます。

おおむね問題となり得る類型は、多分この四類型ぐらいだろうというふうに私自身は思っております。

私自身の懸念としましては、虚偽DVといったものについて、三番目の類型ですけれども、これが二十八条の一項で保護されることになりかねないかということが、日本の家裁実務との兼ね合い、それから立証責任との兼ね合いで問題視させていただいたところでございます。

今後の運用として、ここについてどのような展望、考え方をしているか、高橋参考人それから棚瀬参考人に聞えればというふうに思っております。

○高橋参考人 証拠の問題は大変重要な問題だと私も認識しております。また、特に、外国で起きたことの立証ということでございますから、大変重要な問題だと思います。

私は、急がば回れではございませんが、この点は、日本の法教育に非常に期待をしております。

これから、国内でも国外でも、特に国内であれば、法的にどういう受当な行動をとらなければいけないのかということ、小学校、中学校、高校の段階から身につけてもらうことでござい

ます。ちよつとよくない例になるかもしれませんが、DVの被害に遭っていると主観的にしゃべる。私は被害に遭いました、なぜ信じてくれないんですか、裁判官。これを言うだけではだめなんです。やはり、被害に遭ったとき、携帯電話で写真でも撮っておくとか、在外公館に駆け込んでそこで記録をとってもらうとか、そういう身を守る手段をこれからとっていかねばいけない。

それは広い意味で法教育です、仄聞するところによりますと、外務省も法務省も、そういう教育活動というのでしょうか、広報活動はするとうふう聞いております。それをもとにしますと、虚偽DVも、これは楽観的かもしれませ

が、見抜けるだろうと思っております。

まさに、DVがあったあつたと言うだけではだめなんです。それが本当にあつたのを潰してもいけないし、なかったのにあつたと言うのを認めてもいけない。そういう手段は、法教育を含め、そして裁判所の実務の中で形成されていくものであると私は期待しております。信じております。

○棚瀬参考人 アメリカの例でも、やはり、DVがあつたという訴えは非常にたくさんあります。普通の家族法の事件でもあつて、みんな裁判官は頭を悩ませていることはおっしゃるとおりです。

ただ、二つのことだけを申し上げたいんですが、一点は、DVがあつたということ、それから、だから親子はもう会えないんだということ、やはりできるだけ分けて考えたいというのがアメリカの考え方であつて、DVはDVとしてきちつと保護する、だけれども、それが理由で親子が完全に生き別れになるという事態は可能な限り避けたい、こういうのがアメリカの基本的な態度であるというのが一点です。

そしてもう一つは、DVについてもしつかりしたりサーチがこれから必要だろうと思うんですね、社会心理学的な研究が。

そして、最近のアメリカの文献を読みますと、DVにも幾つかのパターンがあるといえます。まさに絵に描いたような、反復的に発生するDV、しかも非常に強度なDV、暴力と、それから、まさに夫婦が別れるときに、離婚をめぐる争いが出てきて、そして激しい口論になったとき、このDVとは全然違うんだということをアメリカの裁判官たちは認識していて、それについてたくさん、その社会心理学的研究が最近出ました。ですから、それを分けて対応するというのが現在の動き方です。

○椎名委員 どうもありがとうございます。

○石田委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、予定を超えて貴重な御意見を

をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。ありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会